

市廃審 第29-004号
平成29年11月14日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第85回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第 85 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成 29 年 10 月 13 日（金）10 時 10 分～11 時 00 分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 2 階 会議室 1
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、久保川隆志委員、金子俊郎委員、代谷陽子委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稲垣操委員、大野晃志委員、石井静雄委員、官方英二委員（以上 11 名）
- [事務局等]
- (1)清掃部 大平部長、川島次長
 - (2)循環型社会推進課 秋本課長、河崎主幹、西倉主幹、道家、田中、佐々木、田島、今井、菅谷
 - (3)清掃事業課 金子課長、浅生主幹、吉岡主幹
 - (4)清掃施設計画課 阪田課長
 - (5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第]
- (1)委嘱辞令交付
 - (2)開会
 - (3)議題 「今後の不適正排出対策のあり方について」の答申（案）
 - (4)報告 ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について
 - (5)閉会
- [配布資料]
- 資料 1 「今後の不適正排出対策のあり方について」の答申（案）
 - 資料 2 ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について
- [会議概要] 配布した答申案を事務局が読み上げ、各委員から意見等を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開会】 午前 10 時 10 分

三橋会長：ただいまから「第 85 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたしたい
と思います。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から連絡事項がござい
ましたら、お願いいたします。

西倉主幹：それでは、事務局から連絡いたします。

本日の会議につきましては、委員の方、岩田委員、大川委員、原木委員、
金子正委員の 4 名が所用にて欠席されておりますが、委員 15 名の方の半数
以上が出席でございます。

本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますの
で本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報は含まれておりませんので、公開
会議で開催させていただきます。

三橋会長：それでは、今日は傍聴人はいますか。

西倉主幹：現在のところ、傍聴人はおりません。

三橋会長：それでは、早速ですけれども、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題として、市長から諮問されました、「今後の不適正排出対策のあ
り方について」の答申案について審議を進めていきます。

前回の審議会では、答申案についてご審議いただきまして、皆様から色々
有意義なご意見が出されました。

本日ご審議いただく答申案は、それらが反映されたものとなっております。
今日は、前回の審議会で皆様のご意見をいただいた内容を盛り込んだ答
申案について説明していただく訳ですけれども、これが事実上の答申にな
るとご理解いただきたいと思います。

したがって今日は、答申に近い答申案について、議論していただく訳です
けれども、大きな内容の修正等は、これまでに終わったということで、文
言の修正や、言葉が分かりにくいということに限って、議論をしていただ
きたいと思います。

それでは、事務局から、答申案の説明をしていただく訳ですけれども、答
申案は前回同様、2 つに分かれています。

したがって、1つは家庭ごみ、もう1つは事業系ごみとなっています。
まず、事務局の方から答申案について説明していただきたいと思います。

秋本課長：それでは、資料1「今後の不適正排出対策のあり方について」をご覧ください
きたいと思います。

1枚めくっていただいて、目次をご覧くださいきたいと思います。

会長からご説明していただいたように、分量が多いため、家庭ごみの不適
正排出と事業系ごみの不適正排出については、2回に分けて、説明を行いた
いと思います。

説明の後、ご審議いただきたいと思います。

まず、「はじめに」から「1 家庭ごみの不適正排出対策について」までを
読み上げるという形でご説明申し上げます。

資料1頁をお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

はじめに

市川市では、平成27年5月に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以
下「いちかわじゅんかんプラン21」という。）を改定し、「資源循環型都市
いちかわ」の実現に向けて、ごみの減量と資源化に一定の成果を挙げてき
ました。

また、平成28年度からはごみの減量・分別に関する広報・啓発を強化す
るとともに、平成29年4月にはごみの収集回数の削減を実施し、さらなる
ごみの減量・資源化に向けた取り組みを進めています。

ごみの減量と資源化を進めていくためには、排出者である市民や事業者
の協力が必要不可欠であります。一部のごみ集積所においては、指定袋
を使用しない、分別の状況が著しく悪い、収集日以外にごみを出すなど、
ごみの排出ルールが遵守されていない状況があるほか、事業系ごみについ
ても、ルールに違反して家庭ごみ集積所へ排出する事例や、容易に分別が
可能な資源物が分別されずに排出される事例が一部に見受けられます。

いちかわじゅんかんプラン21においては、目標を達成するために重点的
に取り組む事項として、不適正排出への対策の強化が位置づけられており、
ごみの減量・資源化及び適正処理を市民・事業者・行政の協働で取り組む

ための前提となる、排出者の責任の徹底を図り、公平性の高い対応を進めていくには、基本的な分別排出ルールに違反したごみへの対策をさらに強化していく必要があります。

このような経緯を踏まえて、本審議会は、平成 28 年 10 月 25 日に市長から「今後の不適正排出対策のあり方について」の諮問を受け、慎重に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

1 家庭ごみの不適正排出対策について

(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方

さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められる。

しかし、一部のごみ集積所においては基本的な排出ルールが守られていない現状があることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていく必要がある。

対策を講ずるにあたっては、市川市における不適正排出の現状・課題に対応するため、次の事項を勘案すべきである。

①地域特性等への対応

市川市は、市外からの転入者が多いことや、外国人が多いこと、全世帯の 3 分の 2 が集合住宅に居住しているなどの地域特性があり、これらの特性を踏まえた対策を検討すべきである。

また、市からの情報を周知しにくい自治会未加入者、単身世帯、外国人等への対策については、関係者との協力を含めた周知方法等の工夫が必要である。

②排出ルールが守られない要因

排出ルールが守られない要因としては、「排出ルールを知らない」「排出ルールの勘違い」「排出ルールを守ろうとする意識がない」などが考えられるが、それぞれの要因に応じた対策を検討すべきである。

対策を進める前提としては、まずは、市民に対する基本的な排出ルールの周知の徹底が最も重要であるが、排出ルールを守ろうとする意識がない市民へは規制的手法も検討する必要がある。

③排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果

市川市の行った不適正排出対策に関するごみ集積所の調査結果において、集合住宅の排出状況が悪いことが確認されており、その中でも特に排出状況が悪い、小規模な賃貸の集合住宅については、特に重点的に対策を講ずるべきである。

(2) 今後の対策のあり方について

家庭ごみの今後の不適正排出対策のあり方としては、特に以下の項目について、重点的に取り組んでいくべきである。

①未然防止対策の強化

ア 基本的な排出ルールの周知の徹底

不適正排出対策を進める前提として、市民に対する基本的な排出ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進めるうえでの基礎となる。

また、市外からの転入者が多い、外国人が多いなどの地域特性がある市川市においては、「市民に正確な排出ルールが伝わっていない」ことが不適正な排出が生じる主な要因として考えられる。

そのため、従来から実施している広報媒体等を用いた周知活動等の強化に加え、自治会、じゅんかんパートナー、外国人コミュニティ等との連携により広く市民を対象にした排出ルールの周知を図るべきである。

また、基本的な排出ルールの周知にあたっては、小学校等における環境学習が、将来世代への3Rに関する意識醸成や子どもを通じた親世代への働きかけのために有効であると考えられることから、取り組みを推進していくべきである。

なお、排出ルールの徹底にあたり、指定袋制等の基本的な排出ルールについては、条例等への明文化についても検討する必要がある。

イ ごみ集積所管理の強化

排出ルールに違反したごみが排出されにくいごみ集積所とするとともに、ルール違反ごみが排出された場合に啓発・指導をしやすい環境づくりを進めるため、パトロールや排出指導等を通じてごみ集積所等の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図るべきである。

②ルール違反ごみへの対応の厳格化

ア ごみの取り残し（収集しない）の徹底

未然防止対策を実施したにも関わらずルール違反があるものについては、基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、今後も継続して取り残しを徹底していくべきである。

なお、ごみの取り残しによって、悪臭、散乱等による周辺的生活環境や交通安全への影響が想定されるため、原則として取り残しを徹底するものの、生ごみの腐敗が進みやすい夏季や路上のごみ集積所の設置場所によっては、生活環境の保全や通学路の安全確保などについて留意するとともに、集積所提供者へも配慮して対応する必要がある。

イ ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討

悪質なルール違反やルール違反が繰り返されるごみ集積所については、排出ルールを遵守させるため、排出者の特定のためのルール違反ごみの開封調査や、指導・罰則等の制度化についても検討すべきである。

なお、排出者特定のために開封調査を実施する場合には、プライバシーに配慮する必要がある。

また、指導・罰則制度の目的は、排出ルールを遵守してもらうことや違反抑止効果を期待するものであり、罰則を科すことを主な目的とするものではないため、罰則制度を導入した場合でも、罰則の適用にあたっては慎重に判断する必要がある。

③賃貸の集合住宅への対策

ア 所有者や管理者等の役割の明確化と連携の強化

集合住宅の所有者（貸主）、管理組合、管理業者等は、周辺環境の保全上、所有又は管理する物件（敷地・建物等）を適正に管理することが求められるほか、入居者に対しては、管理物件の使用上の注意や指導を行うことも可能な立場にあると考えられる。

また、賃貸の集合住宅には、市からの情報を周知しにくい自治会未加入者や、単身世帯、外国人等が多く居住していることから、不動産の仲介や管理を行う業者からの周知が有効であると考えられる。

そこで、集合住宅の所有者や管理者、仲介業者等との連携を強化し、不動産の賃貸借契約時や入居時における説明・周知や、管理物件の共用スペースやごみ集積所への掲示、入居者への指導等による対策を実施していくべきである。

なお、連携の強化にあたっては、集合住宅の所有者や管理者等の責任や

役割について、条例への規定などの明確化を図ることも検討する必要がある。

イ ごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討

集合住宅の新築時においては、原則として市川市宅地開発条例に基づいて敷地内に集合住宅専用の集積所が設置されるが、既存の集合住宅の一部や条例の適用を受けない小規模の集合住宅においては、敷地内に専用のごみ集積所が設置されておらず、近隣の戸建住宅などと共用で道路上のごみ集積所を利用しているケースがある。

このケースにおいて、集合住宅の居住者によって、継続して不適正排出がされることにより、他の集積所利用者のごみ集積所を共用するうえで、良好な関係を保持できなくなった場合等は、集合住宅の管理責任の明確化と周辺環境への配慮の観点から、既存のごみ集積所から分離して、敷地内等へ別に集積所を設置することについて、義務化することについても検討する必要がある。

以上でございます。

三橋会長：ありがとうございました。

答申を読んでもいただくのは、例えば、中央省庁の環境省などでも、最後の答申については皆さんに、内容を改めて共有してもらいたいということで、あえて事務局が原稿を読んでいるので、この審議会でも倣っているということでございます。

今、家庭ごみの不適正排出対策について、皆さんの意見を取り入れながら、承認していただければ、これが答申になるということです。

文言等々、あるいは主語述語関係、この表現はおかしいのではないか、こういう文言はどうだということがあればお出しください。

いかがでしょうか。

— 質問・意見無し —

三橋会長：家庭ごみについては、これまでも色々議論を重ねており、審議会の皆さんの意見も反映されており、今お読みいただいた内容も、適正だと思います。それではこの、家庭ごみの不適正排出対策についての内容は、答申ということにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、前に進めさせていただきたいと思います。

事業系ごみの不適正排出の答申案について、お読みください。

秋本課長：6頁をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

2 事業系ごみの不適正排出対策について

(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方

さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められる。

しかし、一部の事業者において、事業系ごみの家庭ごみ集積所への排出や基本的な分別ルールを守らない排出など、不適正な排出が見受けられることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていく必要がある。

対策を講ずるにあたっては、市川市の事業系ごみにおける現状・課題に対応するため、次の事項を勘案すべきである。

①排出事業者の責任

事業系ごみについては、排出者の責任のもと、基本的な分別ルールに沿って排出したものを、事業者自らが運搬もしくは処分するか、又は一般廃棄物処理業者に運搬もしくは処分させることが適正な処理となる。

このことから、排出事業者の責任及び事業系一般廃棄物ごみの基本的な分別ルールについて周知し、排出事業者の意識の向上を図ることが重要である。

なお、排出事業者は業種や排出状況、排出量がそれぞれ異なることから、関係者との協力を含めた周知方法等の工夫が必要である。

②搬入ごみの展開検査の結果

市川市が行った、クリーンセンターに搬入される事業系ごみの展開検査においては、容易に分別可能な資源物や産業廃棄物の混入が見受けられる。この要因として、クリーンセンターの受入基準に則ったごみの搬入が徹底されていないことや、基本的な分別が行われていないことが考えられる。このことから、クリーンセンターの搬入時における対策を講ずる必要がある。

(2) 今後の対策のあり方

事業系ごみの今後の不適正排出対策のあり方としては、特に以下の項目について、重点的に取り組んでいくべきである。

①排出事業者への対策の強化

ア 収集運搬許可業者等と連携した広報・啓発の強化

不適正排出対策を進める前提として、事業者に対する排出者責任及び基本的な分別ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進めるうえでの基礎となる。

そのため、従来から実施している啓発チラシの送付や個別訪問による排出事業者責任の周知の強化に加え、排出事業者が一般廃棄物、産業廃棄物、資源物を分別し、適正排出が行えるよう、基本的な分別ルールや資源化方法等についてもチラシ等を用いて周知を図ることが必要である。

そこで、排出事業者の業種、排出状況や排出量に応じた周知活動を行うことが効果的であることから、排出事業者の状況を把握している収集運搬許可業者や、独自に資源化ルートを持つ資源回収業者等と連携した広報・啓発を推進すべきである。

イ 家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化

事業系ごみを家庭ごみ集積所に排出するルール違反の事業者に対しては、事業者間の公平性を確保するためにも、開封調査や周辺住民等からの情報収集による排出事業者の特定を行い、個別の排出指導を強化し、ルール違反対策を徹底すべきである。

なお、排出事業者特定のために開封調査を実施する場合には、事業者情報等への配慮が必要である。

②搬入対策の強化

ア 搬入物展開検査の強化

クリーンセンターにおける搬入物展開検査は、排出された事業系ごみの分別の状況、業種別の排出傾向等が確認できるとともに、不適正なごみの搬入を水際で防止し、排出事業者や収集運搬許可業者への指導も可能となることから、有効な手段であると考えられる。

そこで、現在実施している搬入物展開検査を継続し、分別状況が悪いごみを搬入した業者への持ち帰りの指示などの改善指導や、検査回数を増やすなど、取り組みを強化していくべきである。あわせて、不適正排出した事業者への指導については、収集運搬許可業者を通した分別ルール等の啓

発チラシの配布など、収集運搬許可業者と連携した取り組みも進めていく必要がある。

搬入時における対策の強化は、不適正なごみの搬入の抑止効果が期待できることに加え、事業系ごみの排出実態が把握でき、事業系ごみの減量・資源化に向けた施策を検討するうえでの基礎資料を得られることから、積極的に進めていくべきである。

イ クリーンセンターにおける受入基準の厳格な適用と受け入れ基準の見直し

基本的な分別ルールの遵守を、より徹底させるために、クリーンセンターの受入基準を厳格に適用し、受入基準に従わない排出事業者及び収集運搬許可業者に対しては受け入れ拒否を含めた指導を強化していくべきである。

また、燃やすごみに混入される容易に分別可能な資源物については、ごみの減量・資源化を促進するため、資源化可能な紙類の搬入制限について、受入基準の見直しを検討する必要がある。

あわせて、受入基準の見直しを行う際には、基本的な分別ルールを徹底するために、受入基準を遵守しない排出事業者及び収集運搬許可業者への指導制度の検討も視野に入れる必要がある。

なお、搬入制限を実施する場合においては、混乱が生じぬよう、一定期間の周知を行うなど、排出事業者及び収集運搬許可業者に配慮すべきである。

また、現在、やむを得ずクリーンセンターに搬入される資源物については、別降しスペースを設けることで資源化を図っているが、さらに資源化を進めるために、収集運搬許可業者に別降しスペースの活用の周知・啓発を行うとともに、利用しやすい環境を整備し、利用の促進を図るべきである。

以上が読み上げであります。

ここで、前回の審議会の中でご意見をいただいて修正した点がございまして、それについてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、6頁をお願いいたします。

修正点の1つ目ではありますが、前回の審議会でもいただいた少量排出者の置かれている状況に応じた排出方法を丁寧に説明していただきたいという点についてです。

その中で、答申の背景にこのような考え方を反映してほしいとのご意見が

ございました。

6 頁の「①排出事業者の責任」の 6 行目、なお書きをご覧ください。

これが追加したものを読み上げます。

「なお、排出事業者は業種や排出状況、排出量がそれぞれ異なることから、関係者との協力を含めた周知方法等の工夫が必要である。」との記載を追加したものであります。

2 点目でございます。

6 頁の「②搬入ごみの展開検査の結果」におきまして、前回の答申案におきましては、事業系ごみの不適正排出の要因の 1 つとして、「資源物の処理については、資源化処理が努力義務として取り扱われていること」と記載しておりました。

しかしながら、努力義務であることから、分別が行われていないという現状が問題であり、答申の中で、資源化処理が努力義務として記載されていること自体、ふさわしくないのではないかというご意見をいただきまして、このことから、6 頁の②の 3 行目からそれを削除し、「この要因として、クリーンセンターの受入基準に則ったごみの搬入が徹底されていないことや、基本的な分別が行われていない」に改めさせていただいたところです。

最後に 3 点目です。

7 頁をご覧ください。

前回の審議会におきまして、排出事業者が、一般廃棄物、産業廃棄物などの区分が分かりにくいところがあるため、不適正排出の原因となっているのではないかというご意見をいただきました。

7 頁の「①排出事業者への対策の強化 ア」の 5 行目でございます。

読み上げます。

「排出事業者が一般廃棄物、産業廃棄物、資源物を分別し、適正排出が行われるよう」という文言を追記したものでございます。

説明は以上でございます。

三橋会長：以上で、事業系ごみの不適正排出対策について、説明していただきました。

今の説明、読み上げていただいた内容について、何かご意見なり、ご感想なりがございますか。

いかがでしょうか。

稲垣委員：申し訳ないんですけど、私、事業者なんですけどね、これはどうやって發送しているのかなということを聞きたいんですよ。

結局、稲垣電機工業所で来てるんですけど、私、商店会の会長もやってるんですけど、どんどん、商店会に入ること自体も難しいんですよ。

だから、今日だと、大型店だけが大きくなって、魚屋さんとか肉屋さんとか八百屋さんは一軒もない。

スーパーができちゃって、そういうところが、色々あるんでしょうけど、大店法ができてから、跡継ぎをする人がいないんです。

だからうちのところも、40何軒あったのが、20何軒になっちゃって、半分くらいになっちゃってるんですよ。

で、市川市、商店会そのものを辞めようかなと言っているくらい大型店が儲かるようになっちゃってるんですよ。

基本ね、八幡の駅前とかもそうなんですけど、支店くらいの方が多いですよね。

いわゆる大企業が大きくて、支店支店ができていますので商店会入ってくれないんですよ。

そこで、基準はどういうことを出してるのかなということです。

事業所のごみ処理方法とか書いてあるんですけど、これは、何を標準に出しているのかな。

商店会かなんかの名前を調べて出しているのかな。

それとも、組合にも入っていないんですよ。

大体、そういう時代がもう来ているんですよ。

要するに、親の苦勞を見ていて、その次の時代、次の人がやる気がないですよ。

日曜日が大変で、遅くまでやったって、大して儲からないということなんで、標準を、どういうとこでやってるんでしょうか。

これを出すときに。

これはやっぱり、事業所向きということで来ているんですけど、標準は何で出しているんだろうかということです。

三橋会長：事務局は今お話しがあったパンフレットの内容をご存知ですか。

その上で、お答えください。

秋本課長：それでは、お答えします。

市川市では、事業系ごみの適正排出を推進する立場から、調査員等を派遣しまして、定期的な事業系ごみの排出について調査を行っております。

市の方で、ごみの適正排出を確認されていない事業者の方に対して、年に2回、今、担当がお配りしておりますが、通知の文書と一緒にこういった適正排出への協力をお願いという文書を配布しております。

それが、稲垣様の方に届いたという次第だと思います。

稲垣委員：だからこれを標準として、どういう基準としてこれを出しているのかなという事です。

秋本課長：まず1つの基準として、こちらの方で、適正排出が確認されていない事業者の方に発送しております。

稲垣委員：私、自治会長もやっているんですけど、自治会に入るのだから、ルールがどうのこうのって、難しいんですよね。

それで、業種によって違うんですよ。

生ごみがある場合と、うちなんかは、ダンボールしか出ないんですよね。

だけど、品物もあるんですけど、お客さんも1日に1人しか来ないんですよ。

昔は、10人の20人も来たんですけども、今は、1人でも当たり前のようになっている。

表へ出ちゃっているんです、こっちは。

だから、こういうのを、事業所が小規模だどうこうというよりも、組合があつてですね、生ごみを扱っているところは生ごみで、魚屋さんとか肉屋さんとかそういう物やっているところは、そういうところに入っているグループに言わないと、全然分からないんですよ。

うちは、ダンボール以外ないですよ。

だから、生ごみなんか出るわけないでしょう。

家庭ごみしか出ないんですから。

だから、そこいらのところはどういうふうにしているのかなという、説明の時にですね、どういう組合かなんかを通してやっているのか、それとも、市川市のほうで、事業ごみなら事業ごみでどういう内容やっているのか、全然違うんですよ。

だから、生ごみを出すというのは、精製食品やっているところ以外、生ごみ出るわけがないんですよ。

だから、うちなんかは、ダンボールしかないですよ。

品物がたまには出るんですけども、それは、うちのマークと同じようなマークが出ていると気にするんですよ。

だから、大型店で買ってくれば、悪いけど、自分で個人で出せば、持っていくんですよ、個人ごみとして。

だけど、事業ごみとしては持っていかないんですよ。

だから1本だったらいいんですけど、何本も出てるんじゃ、うちの方に。

そういうふうに区別をすること自体、おかしいんじゃないかと。
なんで、どこに出すかとどこで買って来たとかいちいち聞けないでし
ょう。
だから、結局自分で買って来て、そこに廃棄物、危険物の時にですね、蛍
光灯の管なんかを出せば、それは取っちゃうんですね。
だけど、うちで買っていったからって、何店とか、どこで買って来たって
書かないで、難しいところなんですけども、だから、組合を通してやらな
いと、なんというのか、うちはダンボールしかないんですね。
ウレタンとかも、難しいんですけどね。

秋本課長：市からは、年に2回約2,000通ずつ手紙を出しておりますけども、その中
でパンフレットと通知文の中にですね、疑義がある場合は、市まで問い合
わせていただくように、書いてありますので、稲垣様の件につきましては、
この後に、個別に対応させていただければと思います。

三橋会長：今の稲垣委員の場合には、ダンボールしか出していないところに、生ごみ
の通知が行っても意味がないと。
したがって、適正な事業者に適正なパンフレットを工夫して届けていた
きたいという要望だと思います。
答申が行政に反映される場合には、現場に分かりやすい配慮をすることは
必要ですね。
ただし今の件は、答申の内容そのものではありません。
他に、この答申についていかがですか。

— 質問・意見無し —

よろしいでしょうか。
それではですね、この事業系ごみ不適正排出については、当審議会のご賛
同が得られたということで、お読みいただいた内容を、答申に代えさせて
いただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
ありがとうございました。
それでは今日のメインの議題は、これで終わりたいと思います。
次に、報告事項をお願いします。
ごみ収集回数変更後のごみ排出量についてです。

秋本課長：恐れ入りますが、資料の2をご覧くださいと思います。

1 ページ目は上半期、4月から9月までのごみの排出量をまとめたものでございます。

まず、「燃やすごみ」の収集量をご覧ください。

1 番上のところです。

燃やすごみにつきましては、前年度と比べて 1,293 t (3.3%) の減少となっております。

これにつきましては、近隣市でこういったことを発表しているところと比較したところ、例えば、まだ9月の状況はなくて、8月までの5ヶ月間の結果となってしまいますのですが、千葉市では、前年度比 1.4% の減少、お隣の船橋市では、前年度比 1.2% の減少であることから、市川市は近隣市と比較しても、ごみの減量について、収集回数削減の効果が表れているのかなというふうに思っております。

この減った要因としましては、ごみの収集回数が減ったことをきっかけとして、できるだけごみを出さないようにするという意識が働き、ごみの発生抑制、リデュースが進んだ効果が大きいものと考えております。

続きまして、資源物についてでございます。

増加が著しいものとしたしましては、雑誌です。

雑誌の中には、いわゆる雑がみ、お菓子の箱とかコピー用紙とか、こういったものが含まれているんですが、これは前年度と比べますと、129 t (9.3%) の増でございます。

その他、布類が 100 t (43.9%) の増となっております。これらについては、ごみ収集回数の変更をきっかけといたしまして、これまで燃やすごみとして排出されていた資源物の分別が促進された効果が現れたものと考えております。

このほか収集回数を変更した「燃やさないごみ・有害ごみ」「ビン・カン」についても、ここ数年減少傾向が続いていたのですが、また大きく減少したという形になっております。

続いて、2 頁、めくっていただきたいと思います。

燃やすごみの収集量の月別推移となっております。

減少幅に各月ばらつきはございますが、これまでの 6 ヶ月間、すべての月におきまして、前年度比で減少している状況でございます。

以上のように、半年間の実績ではあります。ごみ収集回数の変更により、ごみの減量・資源化が進んでいるものと考えております。

説明は以上です。

三橋会長：ごみ収集回数変更後のごみの排出量について、4月から9月の実績が出たので、それについて報告をしていただきました。

回数変更後の効果がそれなりに出ているという理解でしょうか。

この資料についての見方とか、解釈の仕方とか、そういうことについて、何かございますか。

良い方向に動いていると思われませんが、何かございませんか。

石井委員：今、説明されたところではないのですが、持込量というところの燃やすごみが1番多く変動しているようなのですが、こちらは何か理由はお分かりですか。

秋本課長：持込量の燃やすごみが前年度比533t増えているということのご質問でございます。

これにつきましては、1番増えているのが、官公庁が持ち込むごみということで、新庁舎の建て替えによりごみが出ておまして、それが大きな要因となっております。

その他、事業系ごみが若干増えているのですが、家庭系ごみについては、収集回数が減ったから、クリーンセンターへの持ち込みが増えたのではないかと考えられますが、8月の分析で家庭ごみについては、前年度比で約13t増に留まっているので、削減された1,000tに比べると、大きな割合ではないのかなということでございます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

— 質問・意見無し —

それでは、最後にその他として、事務局の方から何か連絡事項などがあればお願いします。

西倉主幹：事務局よりご連絡いたします。

今後の予定について皆さんにお知らせします。

最終的な答申につきましては、委員の皆様にご改めまして郵送させていただきます。

よろしくお願いいたします。

また、市長への答申書の提出についてでございますが、10月末から11月初

旬頃に、会長と副会長により、「答申書」の提出をお願いしたいと考えているところでございます。

会長・副会長におかれましては、改めまして日程調整をさせていただきたいと思っております。

ご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは最後に、事務局を代表いたしまして、清掃部長の大平よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。

大平部長：改めまして、本日第 85 回、今年度でいうと第 3 回目の市川市廃棄物減量等推進審議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年の 10 月 25 日に行われましたこの審議会におきまして、大久保博市川市長から「今後の不適正排出対策のあり方について」ということで諮問が行われたところです。

その後、本日を含みますと 5 回に渡りましてこの審議会を開催いただきまして、委員の皆様からは多くの大変貴重なご意見をいただいたところです。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、改めまして深くお礼を申し上げます。

今後は、本日まとまりました答申を元に、市民の皆様と行政が一丸となつて、不適正排出対策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも委員の皆さまにおかれましては、本市、市川市の清掃行政につきまして、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、委員の皆様のご健康とさらなるご活躍をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第 85 回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

答申というのは、単なる参考意見ではありません。

行政の長である市長から諮問を受けて策定されたものが答申です。

したがって、その答申は、できるだけ行政に反映させなければならない義務を、行政側は負っているわけです。

審議会の委員の皆様は、答申の持つ意味についてご理解いただければ幸いです。

答申の主旨を活かして、行政を展開していただくことを期待しております。

予定よりちょっと時間が早く終わりになりました。

これは、何回かの審議会で答申内容がしっかりと議論されてきた結果であ

り、非常に良い成果だと考えております。
お忙しい中、また、非常に天候の悪い中、お集まりいただきまして、ご意見をいただきました。
ありがとうございました。
これで閉会いたします。

(閉会：11時00分)